

抗議文

このたび政府は大学の運営に関する臨時措置法案の国会上程を決定した。

大学の教育・研究、管理・運営については教育基本法、学校教育法、私立学校法等現行の教育関係法令で十分対処が可能であると確信する。

しかるに殊更このたびの所謂大学立法の策定は、大学への国家権力介入を予想したものと考えざるを得ない。

現在の大学紛争といえども、国家権力の介入によって根本的解決をみるものではない。国家権力の介入はかえって学内紛争をこじらせ、学問の自由、大学の自治、学生の民主的自治活動をおびやかすとともに、特に私学の独自性、自主性のみならずよき伝統を破壊する虞れがある。依ってわが学園は、ここに大学臨時措置法案に反対の意思を表明し、即刻撤回されるよう強く要求するものである。

同志社総長 住谷 悦治
同志社理事長 秦 孝治郎
文部大臣 坂田 道太郎

一九六九年六月五日

(同文のものを衆議院議長石井光次郎殿宛にも提出)

声 明

われわれは、今回の中央教育審議会の答申にもとづき政府が国会への上程を計画している大学紛争処理法案について、反対の意志を表明せざるをえない。

われわれは、大学内の紛争はあくまでも大学みずから手で解決すべきものと考えており、早急な権力介入はいたずらに紛争をこじらせるのみならず、ひいては学問の自由、大学の自治、学生の民主的自治活動を脅すにいたることを憂える。われわれは、さらに、私学の独自性と自主性を侵す恐れのある大学立法に対して抗議する。

昭和四十四年五月二十一日

同志社大学学長代行 遠藤汪吉

声 明

政府が今国会に提出した「大学の運営に関する臨時措置法案」は、いわゆる「大学紛争処理」のための法案であり、このような立法措置は、かえって大学問題の根本的な解決をさまたげ、大学紛争をこじらせるばかりでなく、大学における教育・研究の自由、大学の自治をおかすおそれがある。

よって本学教授会は、この法案に反対するとともに、政府および自由民主党に対してつよく反省を求める。

昭和四十四年六月十日 同志社女子大学長 越智文雄